

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年4月27日(2017.4.27)

【公開番号】特開2017-54557(P2017-54557A)

【公開日】平成29年3月16日(2017.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2017-011

【出願番号】特願2016-248620(P2016-248620)

【国際特許分類】

G 07 G 1/12 (2006.01)

G 07 G 1/00 (2006.01)

G 07 G 1/01 (2006.01)

【F I】

G 07 G 1/12 3 3 1 A

G 07 G 1/00 3 1 1 Z

G 07 G 1/00 3 3 1 A

G 07 G 1/01 3 0 1 E

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月19日(2017.3.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

店舗等における顧客が購入する商品などの会計処理において、前記店舗の店員により操作されるPOSターミナルと、前記POSターミナルに接続され前記POSターミナルに対し金額情報を入力する金額入力手段と、前記会計処理に伴い紙幣や硬貨などの現金を計数し入金および出金処理するための釣銭払出手装置と、前記金額入力手段から入力された金額情報をもとに釣銭金額を算出するとともにその釣銭金額が所定の金額未満または以上であることを判定する釣銭金額算出手段とを具備し、前記会計処理のために前記顧客から前記店員に授受された現金の金額を前記金額入力手段を用いて入力することにより、前記釣銭金額算出手段で釣銭金額を算出するとともに、釣銭金額算出手段により釣銭金額が所定の金額未満であると判定した時は、前記顧客から店員に授受された現金を前記釣銭払出手装置に入金し計数が完了する前に、前記釣銭払出手装置により釣銭を払い出し、釣銭金額が所定の金額以上であると判定した時は、前記顧客から店員に授受された現金を前記釣銭払出手装置に入金し計数が完了してから、釣銭払出手装置により釣銭を払い出すようにしたことを特徴とする会計処理装置。

【請求項2】

請求項1に記載の会計処理装置であって、前記釣銭払出手装置に硬貨を入金して計数するための硬貨入金処理部と、硬貨を計数して出金する硬貨出金処理部を設け、前記釣銭金額算出手段により釣銭金額が所定の金額未満であると判定し釣銭を払い出すときに、前記釣銭払出手装置による釣銭の払い出しと現金の入金処理を並行して行うようにしたことを特徴とする会計処理装置。

【請求項3】

請求項1に記載の会計処理装置であって、前記顧客から店員に授受された現金を前記釣銭払出手装置に入金し計数したとき、前記釣銭払出手装置に入金し計数した金額と、前記金額入力手段を用いて入力した金額との一致判定を行ったための一致判定手段と前記POSター

ミナルに接続され前記POSターミナルを操作するための案内などを表示する表示手段とを具備し、前記一致判定手段により金額が一致しないと判断した時、前記釣銭払出装置に入金し計数した金額と、前記店員が前記金額入力手段を用いて入力した金額とを前記表示手段に表示することを特徴とする会計処理装置。

【請求項4】

請求項1に記載の会計処理装置であって、前記POSターミナルを操作するためのキー入力手段を具備し、前記金額入力手段としてキー入力手段を用いることを特徴とする会計処理装置。